

やまなしの森づくり・CO₂吸収認証制度運用基準

制 定 平成21年 3月30日 み自第2567号
最終改正 令和 6年12月27日 森整第1499号

県内における企業、団体の森づくりへの参加を促進するとともに、より多くの県民が森づくり活動の効果に関心を持つ契機とするために制度化した「やまなしの森づくり・CO₂吸収認証制度実施要領」（以下「要領」という。）の運用に必要な事項を、次のとおり定める。

第1 森林整備に関する協定等

要領第2に定める協定には、原則として次の事項が記載されていること。

- (1) 実施期間（3年以上）
- (2) 協定対象森林の所在地及び面積
- (3) 森林整備の内容
- (4) 協定等締結者の責務

第2 認証対象事業及び面積

要領第3に定める対象事業は、「植栽」、「下刈り」、「つる切り」、「除伐」、「間伐」とし、1施行地あたりの面積が0.1ha以上のものとする。

第3 認証の期間

県は、要領第5に定めるほか、年度毎の活動内容と吸収量が明らかな場合には、複数年にわたるCO₂吸収量を認証することができる。

第4 吸収量の算定

対象森林における1年分のCO₂吸収量は、次のとおり算定する。

なお、これによりがたい場合は他の認証制度の算出方法を準用することができる。

CO₂吸収量(t-CO₂/年)

$$= \text{年生長量}^{*1} \times \text{容積密度}^{*2} \times \text{バイオマス拡大係数}^{*3} \times (1 + \text{地下部比率}^{*4}) \times \text{炭素含有率}^{*5} \times \text{CO}_2 \text{換算係数}^{*6}$$

※1：山梨県県有林収穫予想表等により算定する

※2：木材の容積を重量に変換する係数（t/m³）

※3：枝（枝条）部分の容積を付加するための係数

※4：樹木の地上部（幹+枝）の容積に対する根（根系）の容積の割合

※5：木材の重量1t当りの炭素含有量を示す割合

※6：炭素量を二酸化炭素量へ変換する係数（44/12 ≒ 3.67）

第5 現地調査

第4に定めるCO₂吸収量の算定に必要な現地調査は、「県有林造林請負検査実施要領」の検査方法に準じて実施する。

なお、現地調査及び第4に定めるCO₂の吸収量の算定は、各林務環境事務所及び森林総合研究所、または、要領第7(5)により、業務を委託された者が行う。

附 則

この基準は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年 9月22日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6年 3月 1日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7年 1月 1日から施行する。